

○内閣府令第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二及び第十一号の三の規定に基づき、  
道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。